

熊本市立日吉小学校 PTA 会則(案)

第一章 名称および所在地

第一条 本会は、熊本市立日吉小学校 PTA(以下本会)と称し、非営利の任意加入団体であり所在地を熊本市南区近見1丁目9-30(日吉小学校内)に置く。

第二章 目的

第二条 本会は児童の幸福な成長を図り、健全な PTA 活動を推進する事を目的とする。

第三章 方針

第三条 本会は、教育を本旨とする任意加入団体として次の方針に従って行動する。

1. 特定の政党、宗教又営利等に偏らず、自主独立の性格を堅持する。
2. 本会の目的以外の事に本会、及び役員の名称を用いてはならない。
3. 学校教育に対しては関心を高め協力するが、その運営には干渉しない。

第四章 活動

第四条 本会は、前条の方針に基づき第二条の目的を達成する為、次の活動を行う。

1. 会員相互資質向上ために研修を行う。
2. 児童の生活環境の整備改善に務める。
3. 児童ならびに会員の福利厚生を図る。
4. 本会の運営、活動について広報する。
5. 適正な予算の編成・執行に務め、教育活動の向上に協力する。
6. その他必要と認める事項。

第五章 会員

第五条

1. 本会の会員資格は、日吉小学校に在籍する児童の保護者および日吉小学校に勤務する教職員とする。
2. 入会申し込みは、PTA 会費入金により申し込みとする。
3. 会員期間は、4月1日から3月31日までとする。
4. 児童の卒業、転校等により本校在籍しない保児童の護者および退職・転出等の教職員は自動的に退会することとする。

第六章 役員

第六条 本会には次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 庶務 若干名
4. 会計 若干名
5. 監査 2名

第七条 役員任期は次のとおりとする。

1. 役員任期は一年とする。但し再任は妨げない。
2. 欠員により補充した場合は、その残任期間とする。
3. 任期が満了しても、後任決定まではその任を遂行する。

第八条 役員任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し会務を総括し、役員を召集することが出来る。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はこれに代わるものとする。
3. 庶務は予算の編成、各種事業の計画、運営、議事録収録等を行うものとする。
4. 会計は収支を明確にし、資金状況を明らかにする。
5. 監査は会計事務の監査を行い、総会に報告する。
6. 教職員よりの副会長は、庶務、会計いずれかの役職を併任することができる。

第九条 役員選出は次の通りとする。

1. 役員は別に定める選考委員会の推薦に基づき、総会の承認を得て就任する。また総会以前に選考委員長名にて公示し、文書にてその同意を得た後その任にあたることのできるものとする。
2. 会計庶務は会長が選任し、役員会の承認を得て就任するものとする。

第十条 本会には相談役を若干名置くことができる。

1. 相談役は役員会の同意を得て会長が委嘱する。
2. 学校長は本会の相談役として全ての会議に出席し助言することができる。
3. 相談役は表決には加わらない。但し学校長は運営委員会に学校代表として出席し表決する事ができる。

第十一条 選考係は次の構成並びに要領によって行う。

1. 選考係は各委員会の互選により選出された係(1名以上)と、教職員代表(若干名)によって構成する事を原則とし、各選考係の互選によって正・副委員長を選出する。
2. 選考係は、必要に応じて全会員、各員会及び教職員会に役員候補適任者を求めることができる。
3. 選考係は、相談役に選考係に出席を仰ぎ、助言を求めることができる。

4. 選考係は、選考した役員候補者の承認を得て総会に推薦する。
5. 選考係が、役員に選考(指名)された場合は、その任を終えるものとする。
6. 選考係は、総会での推薦または総会前の公示以前に、役員候補者氏名及び交渉過程の内容を、選考係以外で口外してはならない。
7. 選考係は、3月上旬までに候補者の選考を終えるものとする。但し、選考活動は11月以降に行う。
8. 選考係は、前年度の選考委員長・副委員長に出席を仰ぎ、助言を求められることができる。
9. 選考係は任意で運営委員会及び各員会に参加できる。

第七章 会 計

- 第十二条 本会の運営経費は、会費、事業収益及び寄付金をもってこれに充てる。
- 第十三条 本会の会費は、毎月 300 円とする。
- 第十四条 本会の資金は第二章の目的及び第四章の活動の為に使用する。
- 第十五条 会費の額は総会の承認を必要とする。
- 第十六条 会員は所定の会費を納入する。但し、事情により会長が認めた者はこれを免除することができる。
- 第十七条 本会の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

第八章 総 会

- 第十八条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高決定機関とする。
- 第十九条 総会は年度始めに開催し、次の事を審議決定する。
1. 会計監査を経た前年度予算決算の承認
 2. 新役員の承認
 3. 新年度事業計画及び予算案の審議
 4. 会則の決定・改廃及びその承認
 5. その他重要事項の審議と承認
- 第十二条 総会の成立は次の通りとする
1. 会員の過半数(委任状を含む)の出席を必要とする。但し、過半数に満たない場合(流会)の次会はこの限りではない。
 2. 出席できない会員は、その代理人に議決権を行使させることができる。この場合、代理権を証する委任状の提出を要する。
- 第二一条 総会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。
- 第二二条 次の場合、臨時総会を開催することができる。
1. 会長が役員会の承認を得て召集する場合
 2. 会員の10分の1以上の開催要求があった場合

第二三条 臨時総会の成立及び議決は、第二十条及び第二十一条に準ずる

第九章 役員会

第二四条 役員会の構成及び任務は次の通りとする。

1. 会長、副会長、庶務、会計、及び教職員代表2名をもって構成する。
2. 各委員会との連絡を図り、本会の事業全般を掌握し、推進を図る。
3. 運営委員会に諮る議案の立案及びその他の必要事項の処理

第十章 委員会

第二五条 本会には次の委員会を置く。

1. 運営委員会
2. 学年員会
3. 地区員会
4. 専門委員会
5. 選考係
6. 特別委員会

第二六条 運営委員会の組織は次の通りとする。

1. 役員会、学年委員会委員長、地区委員会代表者2名、各専門委員会委員長をもって構成する。但し、会長の承認があれば副会長が代理を務めることができるものとする。

第二七条 運営委員会は次の任務を行う。

1. 総会議案の決定とその運営
2. 各委員会より提出された案件の審議及び行事の調整
3. 予算の更生、補正及び臨時徴収金の決定
4. 補充役員の決定
5. 緊急事項の処理
6. その他の必要事項の処理

第二八条 学年委員会構成及び活動は次の通りとする。

1. 各学級の学級委員2名以上と学級担任をもって構成することを原則とし、各学級委員の互選によって正・副委員長を選出する。
2. 学年正・副委員長は、学級主任と協議の上委員会を招集し、家庭、学校、社会教育に関する理解を深めると共に、各学級の運営に協力し、他学年との調整に務める。

第二九条 地区委員会の構成は次の通りとする。

1. 各地区毎に選出された委員と地区担当職員をもって構成し、委員互選によって委員会代表者2名を選出する。
2. 各地区毎に安全対策部・生活指導部及び会計を置く。

第三十条 地区委員会の活動は次の通りとする。

1. 地区の環境改善及び児童の安全かつ健全育成を図り、地区間の諸問題の解決処理にあたる。
2. 安全対策部は次の活動にあたる。
 - イ. スクールゾーンの確保と登下校時の通学指導
 - ロ. 危険個所の改善
 - ハ. 遊び場等の指導
- ニ. 交通安全に対する指導
- ホ. 緊急時における登校、下校時の引率及び指導
3. 生活指導部は次の活動にあたる。
 - イ. 子供会の育成及び協力
 - ロ. 地域諸団体との協力及び推進
 - ハ. 夏休み、冬休み、春休み時の校外の指導及び対策
- ニ. 町内の親睦、親善立案対策
- ホ. その他
4. 会計は各地区の会計全般にあたる。

第三一条 専門委員会は、教養、保健体育、広報、バザー、環境・ボランティアの5委員会とし、構成は次の通りとする。

1. 各委員会は、各学級の互選により選出された委員1名以上によって構成することを原則とする。
2. 学年委員会、専門委員会(教養・保健体育、広報、バザー、環境・ボランティア)各委員会の正・副委員長は各学級の互選以前に会長が推薦し、役員会の承認を得て就任することもできるものとする。

第三二条 専門委員会は各々次の活動を行う。

1. 教養委員会は、児童及び会員の教養の向上に関する活動
2. 保健体育委員会は、児童及び会員の保健、安全、体育に関する活動
3. 広報委員会は、会報の発行、会員間の連絡等広報に関する活動
 - イ. 広報委員会の活動の会報編集に際しては、役員、各委員長、教職員代表の参画、要請ができるものとする。
4. バザー委員会は、PTA 主催のバザー開催日時、内容等に関する計画、開催。
5. 環境・ボランティア委員会は、日吉小学校内の花壇及び、校内の美観を保つ活動の他、地域社会、地域行事におけるボランティア活動を行う。

第三三条 特別委員会は次のように定める。

1. 必要に応じて運営委員会の委嘱によって組織され特定事項の処理にあたる。
2. 正・副委員長は会長が委嘱する。

3. 任務終了によって委員会を解くものとする。

第三四条 各委員の改選は次の通りとする。

1. 地区委員は、毎年3月1日以降に各地区によって互選しこれを改選する。但し再任は妨げない。
2. 学年委員及び専門委員は毎年4月に各学級にて互選し、これを改選することを原則とする。
3. 選考係は毎年4月に各委員会にて互選し、これを改選することを原則とする。

付則

第一条 この会則は平成13年4月1日より施行する。

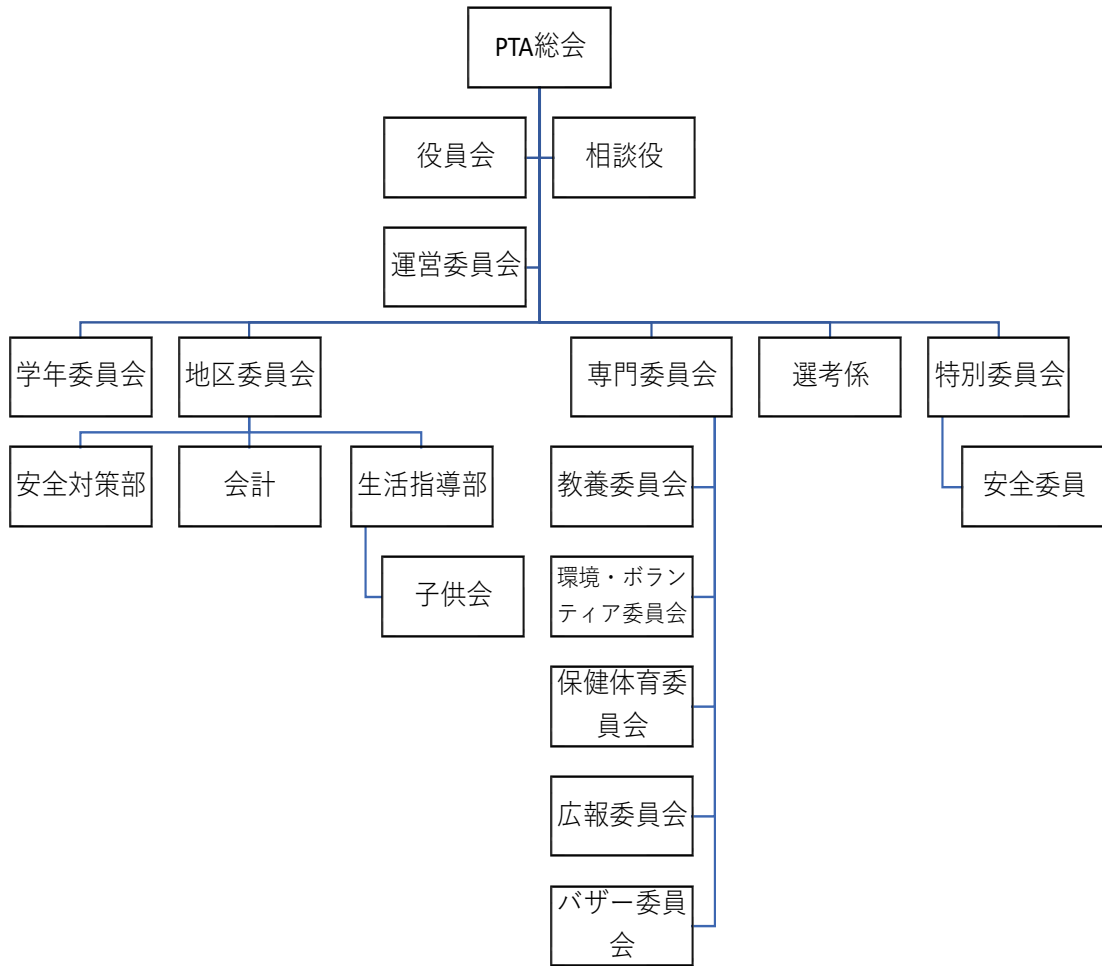
第二条 本会の慶弔、謝恩、表彰に関しては別に内規をもってこれを定める。

第三条 本会の運営に関し必要な細則及び内規は、会則に反しない限りにおいて役員会の過半数の賛成によってこれを定める。

第四条 本会は次の表簿を備える。

1. 会則(細則、内規を含む)
 - ・平成13年4月1日改正
 - ・平成30年4月18日改正
 - ・令和2年6月1日改正
 - ・令和4年4月22日改正
 - ・令和5年4月28日改正
 - ・令和6年4月19日改正
 - ・令和7年5月2日改正
2. 会員名簿
3. 役員名簿
4. 会計簿
5. 記録簿(文書、会報を含む)

日吉小学校PTA組織図



「日吉小学校 PTA 慶弔・謝恩・表彰内規」

1. 慶弔謝恩規定

第一条 日吉小学校 PTA 会員及び児童の中に、慶事及び弔辞があった場合は、次のように定める。

1. 児童の場合は次の通りとする。

イ. 病気、災害により死亡した場合は一万円の香料を送る。

ロ. 一か月以上入院加療の場合は、五千円の見舞金を贈る。

2. 会員の場合は次の通りとする。

イ. 病気、災害等により死亡した場合は一万円の香料を送る。又、教職員の一等親の親族又は配偶者の場合、弔電及び五千円の香典を送る。

ロ. 教職員の転任、退任者に対して花束を贈る。また、参千円の記念品を贈り、かつ在籍2年目より一か年に一千円を加算し、これを加えることができる。

PTA 非会員の場合は、花束のみを贈る。

ハ. その他の場合は役員会にて協議し決定する。

第二条 災害等で、児童の学業に著しい支障があるときは、一万円の見舞金を贈る。

第三条 その他の慶弔時(PTA交際費)等については会長が決定し、役員会の承認を受ける。

第四条 慶弔金は、会則第七章、第十二条より支出し、会計事務はPTA会計がこれにあたる。

第五条 この規定は、平成30年4月1日より実施する。

2. 表彰規定

第一条 日吉小学校PTA会員、児童及び会員以外の者に次の事柄があった場合の表彰に関する事項を定める。

1. 会長、副会長、庶務、会計、監査、各委員長を2期以上務めた時。1慶弔・謝恩規定、第一条、第2項、ロの規程を準用する。

2. PTA会員又は会員以外の者で、日吉小学校、同校児童、あるいは本会発展の為に尽力し、功績大と認められた時。

3. 本校児童で善行顕著であり、会員または地域住民より表彰申請があった場合、又は学校長、教頭、教職員より表彰申請があった時。

第二条 表彰の申請受理及び審議は役員会で行い、運営員会で承認を得る。

第三条 会長は、第一条以外の者でも特に必要と認めた者には、会長判断で申請することが出来、その旨を後日運営委員会にて報告する。